

山林を売却したはずが、別の新たな原野を買わされた！

過去に原野商法の被害に遭った人や、その原野を相続した人に、その土地の売却話を持ち掛け、その後巧妙な説明によって売却額より高い値段の新たな原野等を購入させる手口の被害が増えています。

※原野商法：値上がりの見込みがないような山林などを、将来値上がりするかのように偽って販売する手口であり、過去に社会問題となった。

【相談事例】

25 年程前に遠方の山林を購入した。先日本州の不動産業者からその土地を売却しないかと電話勧誘があり承諾した。来訪時、500 万円で売却できると説明されたが、他界した主人の名義を自分の名義に変更するため手数料 10 万円と住民票・印鑑証明・委任状に押印したものを渡した。入金日を知らせると約束した日に電話がないため、担当者の携帯電話に何度もかけているが不通である。

すると、調査機関を名乗る業者から電話があり、他県の土地を購入していることになっていると言われた。自分は騙されたのだろうか。

【ひとこと助言】

- 原野等の土地の売却契約をする際、業者は「手続き費用」や「税金対策」など、さまざまな名目でお金を支払うように要求します。しかし、実際には新たな原野を売却金額より高く購入させる、いわゆる「交換契約」になっています。支払われた代金は、その差額分です。消費者は全く説明を受けておらず認識していない場合がほとんどです。
- 原野を「買いたい人がいる」「お金はあとで返す」などといった勧誘で実際に消費者が利益を得られたケースや、支払ったお金を返金するという約束が実行されたケースはほとんどありません。トラブルにあうことが非常に多く、決して勧誘には応じないようにしましょう。
- 原野の仲買取引においては、これらに類似した取引が広く行われているものと思われるので不審な点があれば士別地区広域消費生活センターや警察にご相談下さい。また、同様な電話を受けた方は、下記へ情報提供をお願いします。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

